

令和5年5月17日

精華町議会

議長 三原和久様

民生教育常任委員会

委員長 内海富久子

## 民生教育常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第22号	精華町廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正について	原案可決

## 【委員会報告】

議案第22号	精華町廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正について	原案可決
--------	-----------------------------	------

【概要】 廃棄物等の持ち去り行為に対する規制を強化するための追加規定を整備するもの。施行日は令和5年9月1日。

Q 施行までの周知方法は。

A 住民、自治会、指定収集業者、登録古紙回収業者などへの丁寧な説明、広報誌、ごみアプリなど様々な媒体を活用して周知徹底する。

Q 指定、認定されている、されていない業者、団体などを見分ける判定の方策は。

A 持ち去り禁止が分かりやすい表示の看板、ステッカーなどの方法を検討中である。

Q 住民からの通報協力が重要である。警察、関係機関も含めた安全策と協力体制は。

A まずは、持ち去り抑止が第一である。運用体制については、施行規則の中で定めていく。

《 討論なし 》